

旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月10日

墨田区長 山本亨

墨田区条例第52号

## 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（平成24年墨田区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「に隣接し、又は近接（その敷地からの距離がおおむね10メートルの範囲をいう。）する」を「からの距離が20メートル以内の」に、「所有し、又は建物に居住する住民」を「所有する者、当該建物に居住する者、当該建物を管理する者」に改め、同項ただし書中「承継」を「地位の承継」に改める。

第4条第1項ただし書中「承継」を「地位の承継」に改める。

第7条第1号中「旅館業の営業に係る施設」を「現に旅館業が営まれている施設」に改める。

第9条に次の1号を加える。

(6) 次条第10号ただし書の管理事務所等及び同号アの部屋には、事故の発生又は営業施設から発生する騒音その他の事象による周辺の生活環境の悪化（以下「生活環境の悪化等」という。）を認識することができるようとするため、営業時間中に営業従事者を常駐させ、営業施設の周辺の状況を常時確認すること。

第10条に次の1号を加える。

(10) 営業時間中に営業従事者が常駐するための次の設備を設けること。ただし、生活環境の悪化等を認識することができるように、規則で定める場所に管理事務所等を設ける場合は、この限りでない。

ア 十分な広さを有し、客室を通らずに出入りすることができる部屋

イ 客室外に設ける営業従事者が利用することができる便所

第11条第1項第6号を削り、同条第3項中「前条第3号イ及びウ並びに第4号から第9号まで」を「前条第1号、第3号イ及びウ並びに第4号から第10号まで」に改める。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用除外)

2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項

の規定による旅館業の営業の許可の申請がされている施設及び同項の規定による旅館業の営業の許可を受けている施設については、この条例による改正後の第9条第6号、第10条第10号並びに第11条第3項の規定により準用する第10条第1号及び第10号の規定は適用しない。